

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び業者の住所

業 者 名	住 所
大成建設株式会社	東京都新宿区西新宿1-25-1
株式会社田中組	札幌市中央区北6条西17-17-5

2 指名停止期間

建設工事

平成28年1月9日～平成28年2月19日（6週間）

3 指名停止措置の範囲：北海道森林管理局管内

4 指名停止の理由

本件は、函館開発建設部発注の「函館江差自動車道 木古内町渡島トンネル木古内工区工事」において、切羽で装薬作業完了後、ドリルジャンボ、バックホウ、サイドダンプを順次後方に移動中、ドリルジャンボが坑口側へ後進した後、排水用仮土堤を設置するためにバックホウが後進した。この時、被災者が重機後方において被災（死亡）した。これにより、北海道開発局では平成27年12月24日～平成28年2月3日（6週間）までの指名停止措置となった。

このことは「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第1第8号（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者の事故）に該当する事実があるため。

〈参考〉

「工事請負契約指名停止等措置要領」（抜粋）

昭和59年6月11日 59林野第156号 林野庁長官通知
【最終改正】 平成27年4月15日 27林政政第636号

別表第1 当該部局の管轄区域内において生じた事故に基づく措置基準

措 置 要 件	指名停止の期間
（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者の事故） 8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上2ヶ月以内

【問い合わせ先】

林野庁 北海道森林管理局 経理課
直 通：011-622-5214
担当者：主計係（内線307）